

2021年12月30日

各 位

株式会社 鳥取銀行

相続手続きの共通化 および相続手続きWEB受付サービスの開始について

株式会社 鳥取銀行（頭取 平井 耕司）と株式会社 山陰合同銀行（頭取 山崎 徹）では、お客さまの利便性向上を図るため、下記のとおり預金等の相続にかかる手続きおよび書類を共通化いたしますのでお知らせします。

また、当行では2022年1月6日より、預金等の相続にかかるお手続きのWEB受付サービスを開始いたします。相続手続きWEB受付サービスにより、相続に関するお手続きについて、いつでも、どこでもお申込みいただくことが可能となり、お客さまの利便性が向上します。

当行は今後もサービスの充実に取組み、「地域を支え、明るい未来を創造するコンサルティングバンク」を目指してまいります。

記

1. 相続手続きの共通化

(1) 実施日

2022年1月4日（火）

(2) 共通化の概要

預金等の相続手続きにおいて、手続き関連書類を次のとおり共通化いたします。

- ・各行にご提出いただく「相続届」の様式・記入方法を統一化
- ・ご提出いただく確認書類（戸籍謄本）を統一化

(3) 共通化の背景

高齢化が進展する山陰地域においては、今後、相続手続きの増加が予想されるなか、現状、同じ預金等の相続手続きであっても金融機関によって「相続届」の様式・記入方法が異なるほか、ご提出いただく確認書類も異なっておりました。今般、「相続届」の様式および確認書類を統一することで、お客さまの負担軽減、利便性向上に繋がるものと考えております。

引き続き、さらなるお客さまの負担軽減に繋がる施策の検討を行ってまいります。

〔注意〕本件は相続手続きを共同で行うものではありませんので、各金融機関への「相続届」や確認書類のご提出はこれまで同様必要となります。また、被相続人さまのお取引内容によっては手続きが一部相違する取り扱いもあります。

(4) 今後の予定

今回の相続手続きの共通化については、山陰両県内金融機関への更なる拡大を進めていく方針です。

2. 相続手続WEB受付サービス

(1) 開始日

2022年1月6日(木)

(2) 概要

- ・スマートフォンやパソコンから当行ホームページの相続専用の申込フォームをご利用いただくことで、来店いただくことなく、預金等の相続にかかるお手続きをお申込みいただけます。
- ・専用の申込フォームよりお手続きに必要な情報をご提出いただいた後、電話または郵送にてお手続きの内容やご用意いただく書類についてご案内いたします。

(3) 相続手続きの流れ

- ①当行ホームページの相続専用の申込フォームよりお手続きに必要な情報をご入力・送信
- ②当行より受付完了メールを返信
- ③当行から電話または郵送にて相続手続きに必要な書類をご案内

※関連ページ：<https://www.tottoribank.co.jp/retail/benri/souzoku/>

以 上

＜本件についてのお問い合わせ先＞
事務統括部（三谷）・経営統括部（須田）
TEL：0857-37-0313・0260